

## 2 外部提供にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	対策が可能であれば○	情報保護対策
情報保護対策 【運用上の対策】	○	担当課の保護管理者は、他の行政機関等に保有個人情報を提供することについて、相当又は特別な理由があると判断できるか、関係部署と慎重に協議する。また、必要に応じて、個人情報保護委員会へ助言を求める。
	○	担当課の保護管理者は、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面を取り交わす。
	○	担当課の保護管理者は、提供先に対し、次に掲げる措置を講ずるよう求める。 (1)利用目的又は方法の制限 (2)取扱者の範囲の限定 (3)第三者への再提供の制限又は禁止 (4)消去、返却等利用後の取扱いの指定 (5)取扱状況に関する所要の報告の要求 (6)訂正の決定を行った場合において、当該訂正に応じる。 (7)適切な情報保護対策、情報セキュリティ対策の実施
	○	担当課の保護管理者は、必要があると認めるときは、外部提供を行う前又は随時に実地の調査等を行うことにより、当該措置の状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等を行う。
	○	担当課の保護管理者は、提供する個人情報の取扱者を指定する。